最低賃金引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書

最低賃金は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っている。最低賃金を引き上げることは、労働者の「質」を高め、企業の生産性を向上させ、地域経済の活性化を図るためにも必要である。

現在、労働者の4割近く、若者と女性に至っては半数以上が非正規労働者という実態にあり、フルタイムで働いても年収 200 万円以下の「ワーキングプア」という状況が急速に拡大している。経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の要因であり、社会保障制度の根幹を揺るがし、地域経済の衰退を招く事態となっている。

本県の最低賃金は、昨年 10 月に時間給 749 円へ改定されたが、これは、全国 平均時間給 (現在 764 円)を5年連続下回っており、通常労働者と同じ時間数 働いた場合でも、月額 11 万 6095 円 (7 時間 45 分×20 日)と著しく低いものと なっている。これは、地方から大都市への人口流出の要因ともなっている。

2010年には、政労使の雇用戦略対話によって、最低賃金は「できる限り早期 に全国最低 800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均 1,000円を目指すこと」が合意されている。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金について、雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図ること。
- 2 中小企業への支援策を拡充し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

沼 津 市 議 会